

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書4
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 寺田 昌弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	令和3年9月22日
【提出日】	令和3年9月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有する株券等の内訳の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャパンディスプレイ
証券コード	6740
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東証1部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成18年5月21日
代表者氏名	ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
代表者役職	パートナー (Partner)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 塚本 弥石、笹井 隆成
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

安定株主として長期保有。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,618,663,712
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H 461,665,928
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,080,329,640
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,080,329,640
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		461,665,928

保有株券又は投資証券等2,618,663,712株のうち100,000,000株は保有するD種優先株式（500株、議決権なし）の全てが普通株式に
転換された場合の株式数であり、保有株券又は投資証券等2,618,663,712株のうち1,846,663,712株は保有するE種優先株式（4,432
株、議決権なし）が普通株式に転換された場合の株式数である。

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年9月22日現在）	V 4,484,829,512
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	62.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	62.27

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
-----	--------	----	----	----------	----------	----

令和3年7月30日	新株予約権証券	692,498,892	14.00	市場外	処分	0円（左記新株予約権証券については権利行使したものである）
令和3年7月30日	株券（E種優先株式）	692,498,892	14.00	市場外	取得	10,000,000円
令和3年9月22日	新株予約権証券	346,249,446	7.00	市場外	処分	0円（左記新株予約権証券については権利行使したものである）
令和3年9月22日	株券（E種優先株式）	346,249,446	7.00	市場外	取得	10,000,000円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

１ 当該株券等の所有者等 当該株券等はユニット・トラストであるいちごトラスト（以下「保有者」）が保有しており、提出者は保有者から、投資一任契約により、投資運用に関する権限を委託されている。 ２ 当該株券等に関する重要な契約について ① 当該株券等のうち保有株券の中のB種優先株式について 発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。払込期日の1年後の応当日以降、転換価額50円（但し一定の場合には調整される）で発行者の普通株式への転換が可能。 保有者と発行者間の契約上、普通株式に転換された場合、その半数（保有株券336,000,000株の取得請求権行使で発行される普通株式）については保有株券の払込期日以降3年間、他の半数（他の保有株券336,000,000株の取得請求権行使で発行される普通株式）については同5年間、発行者の事前の同意がない限り保有者は譲渡禁止。 ② 当該株券等のうち保有株券の中のD種優先株式について 発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。また、払込期日の1年後の応当日以降、転換価額50円（但し一定の場合には調整される）で発行者の普通株式への転換が可能。 ③ 当該株券等のうち保有新株予約権について 発行要項上、保有新株予約権の対象となる株式は発行者のE種優先株式であり、新株予約権1個あたりの付与株式数は277株、行使価額は1株につき10,000,000円である。保有者と発行者間の契約上、保有新株予約権は2020年10月1日以降四半期毎に5個ずつ段階的に行使可能。 発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止で、また保有者と発行者間の契約上、保有者は譲渡禁止。 ④ 当該株券等のうち保有株券の中のE種優先株式、及び保有新株予約権の行使により取得するE種優先株式について 発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡禁止。また、E種優先株式の払込期日（当該E種優先株式が発行された日）の1年後の応当日以降、転換価額24円（但し一定の場合には調整される）で発行者の普通株式への転換が可能。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（Ⅲ）（千円）	
借入金額計（Ⅹ）（千円）	
その他金額計（Ⅲ）（千円）	99,720,000

上記（Y）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	99,720,000

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地